

借り手のみなさまへ!

借入れなどでお困りのことはありませんか?
ご相談は財務局・財務事務所の相談窓口へ!



① 中小企業金融円滑化法の期限到来後における
金融機関や金融庁・財務局の対応について、
ご質問・ご相談はございませんか。

② 借入れや返済について、取引金融機関との間で
お困りのことはございませんか。

③ 経営改善や事業再生に関する中小企業支援策の活用について、
ご相談はございませんか。



☆さまざまなご質問やご相談にお答えいたします。
助言等も積極的に行います^(※)。

☆ご相談内容に応じて専門の機関^(**)をご紹介します。
どうぞ遠慮なく、ご相談ください。

(※) ご同意いただければ、金融機関への事実確認等を行います。

(**) 地方公共団体、経済産業局、信用保証協会、政府系金融機関、商工会、
商工会議所、中小企業団体中央会、中小企業再生支援協議会、
地域経済活性化支援機構(企業再生支援機構を改組) 等

⇒ 具体的なお問い合わせ先については、裏面をご覧ください。

中小企業金融円滑化法の期限到来後の検査・監督の方針

○ 金融機関が、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるべきということは、
円滑化法の期限到来後においても何ら変わりません。

⇒ 検査・監督を通じて金融機関に対し、関係金融機関と十分連携を図りながら、
貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるよう促します。

○ 金融機関に対して、借り手の経営課題に応じた最適な解決策を、借り手の立場に
立って提案し、十分な時間をかけて実行支援するよう促します。

※ 詳しくは、下記ウェブサイトもご覧ください。

<http://www.fsa.go.jp/policy/chusho/enkatu/danwa121101.pdf>